

## 国立大学法人山口大学創基 200 周年記念事業推進室に関する要項

### (設置)

第 1 条 国立大学法人山口大学総務部に、山口大学創基 200 周年記念事業推進室（以下「推進室」という。）を置く。

### (業務)

第 2 条 推進室は、次の業務を行う。

- (1) 山口大学創基200周年記念事業会に関すること。
- (2) 山口大学創基200周年記念事業企画・実施部会及び山口大学創基200周年記念事業支援部会に関すること。
- (3) 前号に掲げる各部会に置く部門の支援に関すること。
- (4) その他記念事業に関すること。

### (組織)

第 3 条 推進室は、次の者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員

### (室長及び室員)

第 4 条 室長は、主幹（特別嘱託職員）をもって充て、推進室の業務を総括する。  
2 室員は、総務部長の指名する総務課職員又は主査（嘱託職員）若しくは非常勤職員をもって充て、上司の命を受け、推進室の業務を処理する。

### (その他)

第 5 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。